



平成19年から税率が変わります

住民税(町・県民税)の所得割の税率が、これまでの3段階(5%、10%、13%)から一律10%へ。所得税(国税)の税率は4段階から6段階に変更されます。



税源移譲

住民税

町民税

県民税

が変わります

国の「三位一体の改革」により行われる、およそ3兆円の税源移譲に伴い、平成19年から住民税の税率等が大きく変わることとなります。そこで、この改正で具体的にどこが変わるのか？また、平成18年度から実施されている税制改正の内容も、あわせてご説明したいと思います。

【表のみかた】

- 1) **所得**(収入から経費を引いたもの)から**控除額**(社会保険料や扶養控除など)を引いた残りの金額が**課税所得金額**です。該当する欄の税率(%)を課税所得金額にかけたものが税額になります。
- 2) 税率の欄にマイナスの金額表示がある場合は、1)の金額からさらにその額を引いたものになります。

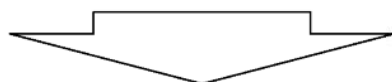
【例】

課税所得金額が250万円の場合の住民税を計算してみます。
(計算例として分かりやすくするため平成18年度の税率を使用します)

$$\begin{aligned}
 &250 \text{ 万円} \times 8\% - 10 \text{ 万円} = 100,000 \text{ 円 (町民税)} \\
 &250 \text{ 万円} \times 2\% = 50,000 \text{ 円 (県民税)} \\
 &\Rightarrow 100,000 + 50,000 + 4,500 \text{ (均等割)} = 154,500 \\
 &\hspace{15em} \text{(平成18年度住民税)}
 \end{aligned}$$

住民税の税率 (速算表)	課税所得金額	平成18年度以前		平成19年度以後	
		町民税	県民税	町民税	県民税
	200万円以下	3%	2%	6%	4%
	200万円超 700万円以下	8% -10万円			
	700万円超	10% -24万円	3% -7万円		

所得税の税率 (速算表)	課税所得金額	平成18年分以前		平成19年分以後	
	195万円以下	10%		5%	
	195万円超 330万円以下			10%	-97,500円
	330万円超 695万円以下	20%	-330,000円	20%	-427,500円
	695万円超 900万円以下			23%	-636,000円
	900万円超 1,800万円以下	30%	-1,230,000円	33%	-1,536,000円
	1,800万円超	37%	-2,490,000円	40%	-2,796,000円



上記の税率変更により、ほとんどの方は平成19年1月から源泉徴収される所得税(年金受給者の方は2月支給分から、自営業の方は平成20年3月の確定申告分から)が減り、6月から徴収される住民税が増えることになります。

しかし、税源の移し替えなので、「**所得税+住民税**」の合計負担額は**基本的に変わりません**。

(定率控除の廃止や収入の増減など、他の要因により負担額が変わることはあります)